



新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの ひとり親家庭の皆さまへ



一人で頑張りすぎていませんか **まずはお気軽にご相談ください**

岐阜県 健康福祉部
子ども家庭課

岐阜県内の市にお住まいの方	◇お住まいの市役所のひとり親担当課
岐阜県内の町村にお住まいの方	* お住まいの町村のひとり親担当課 または以下のところ
岐南町・笠松町・北方町にお住まいの方	◇岐阜地域福祉事務所058-272-8215
養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町にお住まいの方	◇西濃県事務所0584-73-1111(内線239)
揖斐川町・大野町・池田町にお住まいの方	◇揖斐県事務所0585-23-1111(内線243)
坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町	◇可茂県事務所0574-25-3111(内線247)
白川村にお住まいの方	◇飛騨県事務所0577-33-1111(内線274)

**お役立ち
情報を
定期的
にお届け
します！**

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

(各種相談(就業・養育費)やセミナー開催を通じ、子育てと仕事の両立を図るお手伝いをしています)












TEL 058-268-2569 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟9階
FAX 058-216-1883 E-mail shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp http://shien-gifu.sakura.ne.jp/

LINE公式アカウント
友だち登録
お待ちしております









月～土曜日9:00～17:00

HPにセミナー開催情報等最新情報を掲載しています。電話・メール相談・オンライン相談実施中。

くらしの お悩み	生活困窮者 自立相談支援窓口	専門の相談員がお話を聞き、解決へのお手伝いをします。行き詰まる前に、ためらわずにご相談ください。	 お住まいの地域の 自立相談支援窓口
	女性のつながりサポート 支援事業	コロナ禍で不安を抱える女性に対して、訪問支援や居場所の提供、生理用品の配布等を行っています。	特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター 058-275-9739  
子育て やDV の悩み	児童相談	子育ての悩みについて、お電話でご相談を受け付けます。	 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783
	① 女性相談センター ② DV相談ナビ ③ DV相談+ (プラス)	DVの悩みに対応します。(男性被害者も相談可能) ①・②岐阜県女性相談センター ③24時間の電話相談 (SNS・メールも対応)	①058-213-2131  ②#8008 (全国共通ダイヤル) ③0120-279-889
	こころのサポート相談 「ほっと・ぎふ」	心理専門職が心の健康に関する悩みの相談をLINEによるチャット形式で受け付けます。 ※相談受付日時や利用時の注意点については、LINEアカウントでお知らせします。	 公式LINEアカウント こころのサポート相談 「ほっと・ぎふ」
心の 健康	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。	 0120-279-338
	精神保健福祉センター	保健師・精神保健福祉士などの専門職が、面接やお電話などで、心の健康に関するお悩みの相談を受け付けます。 新型コロナウイルス感染症等に起因する心の悩みや不安などについて、臨床心理士等の専門職がお電話で相談を受け付けます。	058-231-9724 ※平日9時～17時  090-5610-7578 ※毎週水金(祝日除く) 10時～12時、13時～15時
しごと	ハローワーク	仕事をお探しの方はお近くのハローワークにご相談ください。求人情報はハローワークインターネットサービスでも探すことができます。	岐阜:058-247-3211 大垣:0584-73-8609 揖斐:0585-22-0149 多治見:0572-22-3381 高山:0577-32-1144 恵那:0573-26-1341 関:0575-22-3223 岐阜八幡:0575-65-3108 美濃加茂:0574-25-2178 中津川:0573-66-1337 
	特別労働相談窓口	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。	岐阜労働局雇用環境・均等室 058-245-8124

ひとり親家庭の皆さまにご活用いただける支援の一覧 令和4年1月1日時点

お問合せ先

給付金	ひとり親家庭の方 	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	児童一人当たり一律 5万円	①令和3年4月分児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給のため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る） ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方※②、③該当者は申請が必要。令和4年2月末まで	厚生労働省 コールセンター 0120-400-903 岐阜県 市町村
貸付	生活資金でお悩みの方 	緊急小口資金	最大 20万円	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 据置期間：1年以内 返済期間：2年以内 ※償還免除の特例あり ※令和4年3月末まで	各市町村 社会福祉協議会
支援金		総合支援資金	最大 20万円 × 3 か月	生活再建までの一定期間の生活費が必要な方 据置期間：1年以内 返済期間：10年以内 ※償還免除の特例あり ※令和4年3月末まで	各市町村 社会福祉協議会
住まい	家賃でお悩みの方 住居でお悩みの方	住居確保給付金	家賃相当額（上限あり）	休業などに伴う収入減により、離職などと同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方  ※新型コロナウイルス感染症を踏まえた再支給の申請は令和4年3月末まで	各福祉事務所又は 厚生労働省 コールセンター 0120-46-8030
		公営住宅	入居申込において抽選となった場合に優遇措置があります。	 県営住宅 市営住宅	岐阜県住宅課 市町村公営住宅担当課
		母子生活支援施設		生活に困窮する母子家庭に住まいを提供する施設です。	岐阜県 市町村
就学	子どもの就学資金でお悩みの方 	義務教育段階の就学援助		学用品費、学校給食費、医療費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの支援が受けられます。 ※市町村ごとに認定基準や援助対象費目、支給額が異なります。	市町村教育委員会
		高校生等奨学給付金	年額約 3～15万円	授業料以外の教育費負担でお困りの生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ※家計急変により住民税非課税相当となった方を含む。 ※高校等の授業料は「高等学校等就学支援金」により支援	(公立)県教育委員会教育財務課058-272-8734 (私立)県環境生活部私学振興・青少年課058-272-8249
		高等教育の修学支援新制度	最大年額約 161万円 （授業料減免+給付型奨学金）	大学・短大・高専（4・5年）・専門学校に在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込も可	在学する学校
		日本学生支援機構の貸与型奨学金	(第一種奨学金)最大月額 6.4万円 (第二種奨学金)最大月額 12万円	大学・短大・高専・専門学校に在学する、幅広い世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込も可	在学する学校
しごと	休業した労働者の方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80%	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等の方	コールセンター 0120-221-276
	企業の方	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金		令和3年11月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。 1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども 2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども 詳しくはこちらです（休暇取得期間によって申請期限が異なります）。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html 	岐阜県労働局 雇用環境・均等室 助成金係 058-245-1550
		雇用調整助成金	休業手当などの原則 9/10 の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合	コールセンター 0120-60-3999
猶予など	いまは、納税や支払いが難しい方	国民年金保険料等の免除・納付猶予		収入が減少した方は、国民年金保険、国民健康保険、介護保険料等の免除申請ができます。	市町村 年金事務所
		公共料金の支払いの猶予	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上下水道：市町村 ■ 電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ■ NHK受信料：058-264-4612（NHK岐阜放送局） 		

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村により異なります。

※市区町村が確認書(または申請書)を受理した後、記載漏れがないか等の確認に、一定期間が必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

申請期間はお住まいの市区町村により
異なります。

【申請書配布先】市区町村給付金担当窓口など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ① 給付金の振込口座番号
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るための手続きは、お住まいの市区町村により異なります。
- 令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村にご確認ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)



子育て世帯生活支援特別給付金

離婚した(又は協議中の)方、DV避難中の方へ

離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方へ

- ✓ 離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」をご自身が受給できる可能性があります。
- ✓ DV避難中の場合、申出により配偶者への給付金支給を差止めできる可能性があります。
- ✓ 配偶者が既に給付金を受け取ってしまっている場合でも、別途要件を満たせば(離婚成立・DV保護命令等)、ご自身がひとり親世帯分給付金を受給できる可能性があります。

→ お住まいの市区町村にてお早めにご相談ください

詳しくは裏面参照

子育て世帯生活支援特別給付金の概要

以下の支給対象者に、**児童1人あたり5万円**を支給

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

①②の両方に当てはまる方 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和3年3月31日時点。ただし、**令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象**。)

② { 令和3年度**住民税(均等割)非課税**の方 または
家計が急変し収入が**住民税非課税相当**となった方

(ひとり親世帯分)

- ① **令和3年4月分児童扶養手当受給者**
- ② 公的年金等の受給により令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 家計が急変し収入が①と同水準となっている方

☎ 問合せ先：厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間：平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。



・以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

・配偶者が給付金を受給済みか、ご自身が給付金対象者かなど、分からない点は、お住まいの市区町村の給付金担当窓口までご相談ください。



4月以降に子どもを連れて離婚しました(離婚前提で別居しました)。(元)配偶者は低所得ではないため、給付金対象外(または未受給)です。私は所得等の要件は満たしていますが、どうすれば受給できますか？

- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者の場合、**児童手当の受給者変更**を行っていただければ、本給付金については基本的に**申請不要**で受給できます。
- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者でない場合(子どもが高校生のみの場合など)、給付金の**申請を行ってください(期限:令和4年2月末)**。

※ 別途要件を満たせば、申請によりひとり親世帯分給付金のほうを受給できる場合もあります。



児童手当の受給者変更は離婚成立後でないとできませんか？

- ▶ 離婚協議中で別居している場合、DV避難中の場合等も変更できます。

離婚協議中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 公的機関が発行した書類(家庭裁判所における事件係属証明書など)
- 弁護士等、第三者により作成された書類
(離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など)

など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類



配偶者からDVを受け、子どもを連れて避難しています。配偶者が給付金を受給しないようにできますか？

- ▶ お住まいの市区町村の給付金担当窓口へ、DV避難中である旨お申し出ください。配偶者に既に給付金が支給済みでなければ、支給を差止めできます。(住民票を移していなくても、お住まいの市区町村で手続きできます。)

DV避難中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書

(+ 配偶者の健康保険の扶養外又は別世帯で国保加入となること)

※ このほか、配偶者が児童を監護し生計を同じくしていないと客観的事実に基づき判断できる場合には、市区町村判断で対応可能

(具体例) ・母子生活支援施設や婦人保護施設等に母子ともに入所
・配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合 等



(元)配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか？

- ▶ 別途要件を満たせば(離婚成立又はDV保護命令が出ていること等)、**同額のひとり親世帯分給付金**を受給できます。ひとり親世帯分の「家計急変」時の手続きに沿って、**申請を行ってください(期限:令和4年2月末)**。